

借入申込者留意事項_総合支援資金特例

対象の方について

- ①恩納村在住の方
- ②新型コロナ流行などの影響に伴い、収入が減った・なくなった方、失業した方が対象になります。
(貸付は世帯単位での申し込みとなります)

1. 借入額について

借入限度額は 2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内

2. 借入期間

借入期間は、借入れを希望する月から原則3か月以内です。(延長は3か月ごとに3回まで、最長12か月まで可能です。)

3か月目の最終月に借入延長を希望される方は、恩納村社協へご相談ください。

3. 申請から決定までの流れについて

社協窓口と郵送申し込みが可能です。恩納村社協に書類が到着後、書類不備の確認を行い、県社協へ付いたします。県社協に書類が到着後、審査が始まります。審査終了し貸付が決定した場合に借入金額が指定口座に振り込まれます。

振込は申請日から1週間~10日程度予定していますが、受付・審査状況によっては10日以上遅れる場合があります。

振込後、県社協から決定通知文書や償還関連のお知らせが届きます。

審査の結果、貸付不承認となった場合には不承認通知書と提出していただいた借用書が届きます。

4. 注意事項

提出書類に不備がある場合は、審査・振込に時間を要することがあります。不備・修正内容によっては恩納村社協窓口にて書類の再作成や再提出をしてもらう可能性がありますのでご注意ください。

借用書の借用金額は訂正印での修正が認められません。間違えた場合は新たに沖縄県社協・恩納村社協から申請書類をダウンロードし、郵送または、恩納村社協窓口へ来所し再提出していただくこととなりますので、ご了承ください。

借用書の借用金額以外の間違いは訂正印を押し修正してください。

5. 申請時に必要なもの

○緊急小口資金特例で借入れをされている方

- ①借入申込書 ②借用書 ③重要事項説明書

○緊急小口資金特例と総合支援資金特例を同時申請の方

- ①借入申込書 ②借用書 ③重要事項説明書

○緊急小口資金特例を申し込んでいない方

- ①借入申込書 ②借用書 ③重要事項説明書 ④収入状況に関する申立書
- ⑤本資金の振込通帳【表紙と表紙裏の2ページ。口座名義・口座番号・支店名が記載されている】
- ⑥住民票**謄本**【本籍地あり、世帯全員の住民票】
- ⑦本人確認書類【運転免許証の写し〈住所変更している場合は裏面も必要〉、健康保険証、パスポート等】
- ⑧外国籍の方【在留カード(両面をコピーする)】